

函館市食中毒警報発令要領

1 目的

例年夏期には、高温多湿および海水温の上昇などにより、細菌性食中毒が多発する傾向にある。

そこで、細菌性食中毒の発生しやすい気象状況が成立した場合などに食中毒警報（以下「警報」という。）を発令し、市民および食品等事業者に対して、食品衛生に関する注意を喚起し、食中毒の発生を未然に防止しようとするものである。

2 警報発令者

警報の発令者は、市立函館保健所長（以下「保健所長」という。）とする。

3 警報発令区域

警報を発令する区域は、函館市全域とする。

4 警報発令期間

毎年7月1日から8月31日までとする。

なお、この期間外であっても、保健所長が必要と認める場合には、警報を発令することができる。

5 警報発令基準

4に定める警報発令期間中に、次の項目のいずれかに該当する場合には、警報を発令する。

(1) 日最高気温28℃以上が予想される場合

(2) 前2日間のそれぞれの日の最低気温が20℃以上で、かつ、当日の湿度が85%以上の場合

(3) 前2日間のそれぞれの日の平均気温が23℃以上で、かつ、当日の湿度が85%以上の場合

(4) その他保健所長が特に必要と認める場合

6 気象情報の記録

保健所長は、前日の最高気温、最低気温、平均気温および当日の午前9時現在の気温、湿度を気象庁の観測データに基づき記録する。

7 警報発令

(1) 警報発令の決定および周知

保健所長は、5の警報発令基準に該当し、警報の発令を決定した場合には、市民、報道機関および食品等事業者に対し周知を図る。

(2) 警報の有効期間

警報の有効期間は、発令時刻から48時間継続し、それ以降も引き続き警報発令基準に該当すると予想される場合、24時間単位で最大168時間まで延長できることとする。

ただし、有効期間を168時間とする警報において、その解除日が休日であって、かつ引き続き警報発令基準に該当する場合、最初の平日まで、

24時間単位で有効期間を延長することができる。

なお、警報は有効期間満了後、自動的に解除されることとする。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行する。